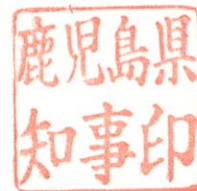


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市善導寺町木塚35番地5
氏 名 株式会社エイワ産業
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 木下泰源

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和元年8月4日
許可の有効年月日 令和6年8月3日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず

以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成21年8月4日	
変更届出	平成22年2月9日	住所を「福岡県八女郡広川町大字広川1260番地1」から「福岡県八女郡広川町大字広川1373番地1」に変更
更新許可	平成26年8月4日	
変更届出	平成28年9月23日	住所を「福岡県八女郡広川町大字広川1373番地1」から「福岡県久留米市善導寺町木塚35番地5」に変更
更新許可	令和元年8月4日	
変更届出	令和2年2月27日	法人の名称を「有限会社エイワ産業」から「株式会社エイワ産業」に変更 法人の代表者を「木下栄一」から「木下泰源」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

